

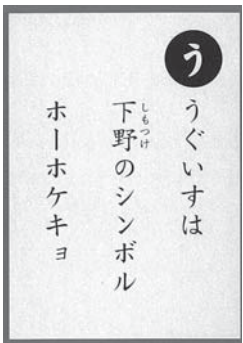
か る た で しもつけ再発見

『下野市ふるさとかるた』
今月は「う」です

「ホーホケキョ」

美しい鳴き声が特徴的なウグイスは市の鳥になっています。さえずりはオスがほかの鳥に対する威嚇といわれ、メスに安全を知らせているとも言われています。「ホー」で息を吸い、「ホケキョ」で吐きます。そのさえずりは夏の盛り頃まで聞くことができます。

人里で「ホーホケキョ」のさえずりが聞こえ始めるのが早春であることから、別名「春告鳥」とも呼ばれ、季節を象徴する鳥です。



花札等の図柄から、庭先の梅にとまるウグイスを想像しますが、実際にはあまり人前に現れることはありません。

ウグイスはメジロと混同されることが多く、梅の花の蜜を吸いにくる多くはメジロです。ウグイスは林や藪の中で虫などを主食としています。メジロは見た目もその名のとおり目の周りが白く、鮮やかな緑の、いわゆる「ウグイス色」をしています。実際のウグイスは黒茶色のような色をしています。「ウグイス色」のいわれは色々あるようですが、これも勘違いされやすい原因となっているようです。

男女共同参画社会

仕事と育児の両立

子どもができたから、職場に迷惑をかけないように、仕事はやめなくてはならない？ いえ、そんなことはありません。仕事と育児が両立できるように、パパ・ママには様々な制度があります。

最も有名な制度が、子どもが1歳に達するまでの間に育児のため休業することが出来る「育児休業制度」です。また、あまり知られていない制度として、「子の看護休暇制度」があります。小学校就学前の子どもが病気がけがをした場合、予防接種や健康診断を受けさせる場合に看護休暇を取得することができます。子どもが1人の場合は、1年に5日取得することができます。なお、これらの休暇を取得したことによって、会社側から解雇されたり、不利益な取扱いをされることはありません。

取得できる期間は、会社によって違いがありますが、制度を利用する際には、勤務先に確認してみましょう。労働局のホームページなどでは、今回紹介した以外の制度も掲載されています。

問い合わせ先

総合政策課 ☎(40)55550

音声版(CD)及びテープ版(40)55550が無償でご利用できます。この音声版は音訳ボランティアさんのご協力をいたさ作成しています。ご希望の方は、社会福祉協議会ボランティアセンター ☎(43)12036までご連絡ください。

まずは相談

還付金詐欺と思われる電話が増えています！

最近、警戒が厳しい金融機関ではなく、コンビニやスーパー、病院や市役所のATMへ誘導し送金させるケースが見られます。また、「期限が今日まで」などとせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする時間を与えません。市役所や社会保険事務所などの公的機関の職員が、医療費や税金等の還付金受け取りのためにATM操作を行うよう電話をすることは、絶対にありません。不審に思ったときは、消費生活センターにご相談ください。

下野市消費生活センター
専用ダイヤル(44)4883
国分寺庁舎2階
生活安全課内

相談日時 月々金曜日

(土日祝日・年末年始を除く)

午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

栃木県消費生活センター

電話相談は土曜日のみ

☎028(625)2227

わかるかな？

まちがいさがし

2枚の写真には違っているところが3つあります。見つけてみてください。(印刷の汚れは除く。)

※答えは51ページ

グリムの里書きぞめ大会の様子▶

